

陸上自衛隊仕様書		
駐屯地警備システム修理作業役務	仕様書番号	
	司令業務室-1	
	作成	令和4年 1月20日
	変更	令和 年 月 日
作成部隊等名	北熊本駐屯地業務隊	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、陸上自衛隊北熊本駐屯地に設置している警備システム（弾薬庫）の点検切り分け作業について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書に引用する用語及び定義は、GLT-CG-Z500002によるほか次による。

1.3 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 仕様書

GLT-CG-Z500002 陸上自衛隊一般外注整備共通仕様書

b) 法令等

弾薬庫地域への出入を許可する者（北熊本駐屯地警衛規則第39条）

2 役務に関する要求

2.1 役務による対象装備等名・実施場所・期間・人員・作業内容

a) 対象装備品名

駐屯地警備システム

b) 実施場所

北熊本駐屯地

c) 期間、人員及び作業内容

調達要領指定書によって指定する。

2.2 役務の内容

役務の内容は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

a) 故障探究・点検試験

b) 監督官に対する作業記録表の提出

2.3 役務者の資格

役務者の資格は、対象装備品等に関する修理に必要な専門的スキルを有するものとする。

2.4 作業記録等

契約の相手方は、作業記録により所要事項を記入し、検査・監督官の承認を受けるとともに、検査官を経て契約担当官等に提出するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約者担当官等の定める監督・検査実施要領による。

3.2 その他

点検を実施した部位・部品については、本来の性能等が低下してはならない。

4 その他の指示

4.1 秘密保全

契約の相手方は、北熊本駐屯地警衛規則第33条で示す、駐屯地内への出入を許可する者に該当しないので、入出に関して司令業務室長が指名する者が常時同行する。

4.2 官の設備等の使用

官の設備等を使用する場合は、当該実施場所の許可権者の許可を得て、官の設備を使用するものとする。なお、契約の相手方が当該駐屯地等への入出手続きなどについては、当該駐屯地の定めるところによる。

4.3 提出書類

提出書類は、調達要求指定書によって指定する場合を除き、表1による。

表1－提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期	備考
1	臨時部外者入門申請	1	司業室	工事開始前	
2	作業記録表	a)	a)		
3	故障状況報告書				

注 a) 部数及び提出先については、調達要領指定書によって指定する。

4.4 その他の必要事項

その他の必要事項については、調達要領指定書によって示すものとする。

4.5 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。

調達要領指定書	調達要求書発簡番号	
	調達要求番号	
	調達要求年月日	令和 4年1月21日
	作成部 課	北熊本駐屯地業務隊司令業務室
	作成年月日	令和 4年1月20日
品 名	駐屯地警備システム修理作業	
仕様書番号	司令業務室-1	

指定事項：

2.2 役務の内容

期間、実施場所、装備品名、役務員及び内容は表1に示す。

期 間	契約締結日～令和4年3月31日(木)の間で官が示す期間
実 施 場 所	北熊本駐屯地
役 務 員	2名
役 務 内 容	駐屯地警備システムの修理作業
内 容	1 警備システム(カメラ及びモニター)の交換、設定調整作業 2 警備システム試験・調整 3 監督官に対する作業記録表の提出

4.3 提出書類

提出書類は表2による。

表2-提出書類

番号	書類名	部数	提出先	提出時期
1	作業記録表(役務完了調書)	2部	北熊本駐屯地業務隊 司令業務室	各日の作業終了 後速やかに
2	故障状況報告書			必要の都度

4.4 その他の必要事項

- a) 1日の作業時間は0815～1700(1200～1300を除く)の7時間45分とする。
ただし、監督官が別途指示した場合はそれに従う。
- b) 本役務に必要な機材、消耗品及び工具等は契約相手方が準備する。
- c) 車両の駐車場は、官側が提供するものとする。
- d) スタッフ等の役務期間中の食事等は、契約の相手方が準備する。
- e) 細部については、官側との相互調整により実施するものとする。
- f) その他必要な事項は、監督官が指示する。